

滝沢市上下水道事業建設改良工事等に係る入札及び契約に関する事項の公表規程

○滝沢市上下水道事業建設改良工事等に係る入札及び契約に関する事項の公表規程

平成27年5月1日

上下水道部告示第14号

改正 平成29年4月1日上下水道部告示第16号

(公表の対象とする契約)

第1条 公表の対象とする契約は、次表に掲げる設計価格が130万円以上の契約とする。

契約区分	契約種別
競争入札	滝沢市上下水道事業建設改良工事
	滝沢市上下水道事業建設関連業務委託
	滝沢市上下水道事業物品の買入れ等
随意契約	建設改良工事

(平29上下水道部告示16・一部改正)

(公表の内容及び時期)

第2条 公表の内容は、次表のとおりとし、契約締結後又は変更契約締結後に公表するものとする。

公表事項	公表項目
(1) 入札の過程に関する事項	①入札者名及び入札金額 ②落札者名及び落札金額 ③最低制限価格未満の価格による入札者名 ④契約方法 ⑤予定価格 ⑥設計価格 ⑦最低制限価格 ⑧随意契約を行った場合における契約の相手方の選定理由
(2) 契約に関する事項	①契約の相手方の名称及び住所 ②件名、履行場所、種別及び概要 ③着手及び完了の時期 ④契約金額
(3) 変更契約に関する事項	①件名、履行場所、種別及び概要 ②着手及び完了の時期 ③契約金額 ④変更理由

(公表の方法)

第3条 公表の方法は、前条に示す公表項目を記載した書面を上下水道部に設けた閲覧所

滝沢市上下水道事業建設改良工事等に係る入札及び契約に関する事項の公表規程

において公衆の閲覧に供することにより行うものとする。また、同条の表の公表事項のうち、（１）入札の過程に関する事項及び（２）契約に関する事項については、市のホームページに掲載するものとし、ホームページへの掲載は、閲覧所における閲覧開始後速やかに行うものとする。

（公表の期間）

第４条 公表の期間は、公表した日の属する年度の翌年度の３月末日まで閲覧に供するものとする。

附 則

この告示は、平成２７年５月１日から施行する。

附 則（平成２９年４月１日上下水道部告示第１６号）

この告示は、平成２９年４月１日から施行する。